津和野町歴史的風致維持向上計画(第2期)

令和5年(2023)3月

島根県津和野町



津和野町は日本の原風景を思わせる豊かな自然の中に、古い街並みが残る城下町の情緒あふれる佇まいが魅力的で、年間を通して全国から多くの皆様をお迎えする観光地であります。一方で、過疎高齢化の進行により各集落のコミュニティとしての活力が弱体化すること等を理由として地域の文化や貴重な文化財を守り継承していくことが困難となりつつあるのが現状です。

こうした中、平成20年(2008)に制定された歴史まちづくり法(正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号))に基づき、本町では平成25年度(2013)に歴史的風致維持向上計画の認定を受け、令和4年度(2022)までの10年間、歴史的風致の維持及び向上に努めてまいりました。この間、

「津和野今昔~百景図を歩く~」、「神々や鬼たちが躍動する神話の世界~石見地域で伝承される神楽~」が日本遺産に認定、国の重要無形民俗文化財である津和野弥栄神社の鷺舞がユネスコ無形文化遺産「風流踊」の一つとして登録され、本町が有する歴史的・文化的資産が町民に再認識されました。また、津和野藩の藩主であった亀井家入城400年を記念して「盆踊り(津和野踊)大会」、「奴道中3団体競演」が開催され、津和野藩が築いた街並みや伝統行事が現在も引き継がれてきたことを多くの町民が理解し、あらためて郷土への誇りをもっていただいてきたと思っております。

本町ではこのたび、令和4年(2022) 3 月に策定した「第2次津和野町総合振興計画<後期基本計画>」の基本理念である「人と自然に恵まれ、温もりのある交流のまちづくり」に基づき、これまで先人によって引き継がれてきた本町の歴史的風致の維持・向上をさらに図り、また後世に引き継いでいくため、第1 期計画の成果と評価を踏まえ、第2 期計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、文部科学省、農林水産省、国土交通省をはじめ、津和野町歴史 的風致維持向上協議会の委員のみなさまにご指導、ご鞭撻を賜りましたことに心から感謝申 し上げます。

> 令和 5 年(2023) 3 月 津和野町長 下 森 博 之

目 次

	
第1節	計画策定の背景と目的1
第2節	計画期間2
第3節	計画策定の体制2
第4節	計画策定及び変更の経緯4
第1章	津和野町の歴史的風致形成の背景
第1節	自然的環境6
第2節	社会的環境13
第3節	歴史的環境19
第4節	文化財の現状と特性36
第5節	津和野町の関連文化財群と歴史文化保存活用区域58
第2章	津和野町の持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・71
第1節	維持及び向上すべき歴史的風致の内容
1	街の歴史的風致[津和野地区]
1	鷲原八幡宮と流鏑馬にみる歴史的風致
2	弥栄神社と鷺舞にみる歴史的風致
3	旧城下町と仏教行事にみる歴史的風致
4	カトリック教会関連建造物と乙女峠まつりにみる歴史的風致
(5)	松林山天満宮と奴行列にみる歴史的風致
6	酒造りをはじめとする伝統食の営みにみる歴史的風致
2	野と山の歴史的風致
7	春日神社と奴道中にみる歴史的風致
8	青原八幡宮と祭礼行事にみる歴史的風致
9	冨長山八幡宮と秋祭りにみる歴史的風致
10	永森山八幡宮と田植え囃子にみる歴史的風致
11)	三渡八幡宮と柳神楽にみる歴史的風致
12	須川八幡宮と田植え囃子にみる歴史的風致
13	左鐙八幡宮と神楽にみる歴史的風致
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・162
第1節	歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組162
第2節	津和野町の歴史的風致の維持及び向上に関する課題164
第3節	上位計画・関連計画の状況及びこれらの計画との関連性166
第4節	津和野町の歴史的風致の維持及び向上の方針178
第5節	歴史的風致の維持及び向上のための連携並びに推進体制180

第4章	重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・182	
第1節	重点区域の設定の考え方と位置182	
第2節	重点区域の範囲185	
第3節	重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果189	
第4節	良好な景観の形成に関する施策との連携189	
第5章	文化財の保存及び活用に関する事項・・・・・・・・・198	
第1節	津和野町全体に関する事項198	
第2節	重点区域に関する事項207	
第6章 第1節	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 · · · · · · · 212 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針 · · · · · · · 212	
第2節	歴史的風致の維持及び向上に資する事業215	
	歴史的風致の維持及び向上に資する事業215	
第7章 第1節	歴史的風致の維持及び向上に資する事業 ·············215 歴史的風致形成建造物の指定の方針·········223	
第7章 第1節	歴史的風致の維持及び向上に資する事業 ···········215 歴史的風致形成建造物の指定の方針 ·········223 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方 ······223	
第7章 第1節 第8章	歴史的風致の維持及び向上に資する事業 215 歴史的風致形成建造物の指定の方針 223 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方 223 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 228	

序章

1 計画策定の背景と目的

津和野町は、山間の盆地や平地、斜面地に街や集落を築いてきた地域であり、いずれも小規模な空間で、それらが地域の中に点在し、地形的には川がつなぐような構造となっている。また、近世においては、津和野藩が置かれた地域ではあるが、わずか4万3千石の小藩であった。

このように津和野町は、地形的にも、藩の規模の面でも小さき存在であったものの、先人たちは厳しい条件を克服するように交易・交流を進め、開明の気質を持って、産業や文化を育て、幕末の激動期には教育改革によって、多分野において数多くの人材を輩出し、とりわけ幕末から明治においては歴史的な使命を担った地域である。

また、津和野町は、歴史文化が城下町に代表される"街"に加え、清流高津川の恵みと農村文化に代表される"野"、源流域の森林・産業文化や幕領であった鉱山跡、そして数多くの山城跡の存在に代表される"山"に息づき、それらが渾然一体となって存在する地域でもある。

津和野町は、歴史文化を生かしたまちづくりを推進するため、平成20年度(2008)に国(文化庁)の委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」の採択を受け、3か年をかけて事業に取り組み、平成22年度(2010)には「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」を策定した。

平成 20 年(2008)11 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)」(以下「歴史まちづくり法」という。)が施行された。津和野町は平成 25 年(2013)4月 11 日第1期計画となる「津和野町歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた。

第1期計画期間中は、津和野の近世から近代の歩みを特徴づける建造物である藩校養老館保存修理・活用、まち歩きに資する道路の美装化、案内板の整備など、本町固有の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図るための事業に取り組んできた。

その間、平成 25 年(2013) 8 月には古い街並みが残る城下町の一部が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、住民による津和野の歴史文化への愛着や景観保全に対する意識が醸成されてきている。そして、平成 27 年(2015)には「津和野今昔~百景図を歩く~」が、江戸時代末頃、森鷗外や西周が見た景観や習俗、食文化を今も体験できる町というストーリーで日本遺産として認定され、文化財とそれを取り巻く周辺環境や伝統的な行事・祭礼など一体的な保護と活用への取り組みが求められるようになった。

また、文化財保護法の改正に基づいた「津和野町文化財保存活用地域計画」が令和3年度(2021)に認定され、偏りのない総合的な文化財行政の底上げを目指した継続性・一貫性のある文化財行政の推進に取り組んでいる。

一方、過疎化・高齢化に伴う地域の活力低下や文化財の維持管理の困難さ、埋もれた文化 財、十分把握できていない文化財の存在とそれらが失われていく恐れ、さらなる文化財を生 かした観光振興の必要性などが指摘されている。

また、山陰の小京都として知られている城下町の面影を残す街並み一帯においては、歴史的建造物の修復の必要性や維持管理の負担、周囲における耕作放棄地の拡大と景観の変容、

空き家の存在と対策の必要性、文化財の有効活用などの課題があり、それらの解決に向けた対策が求められている。

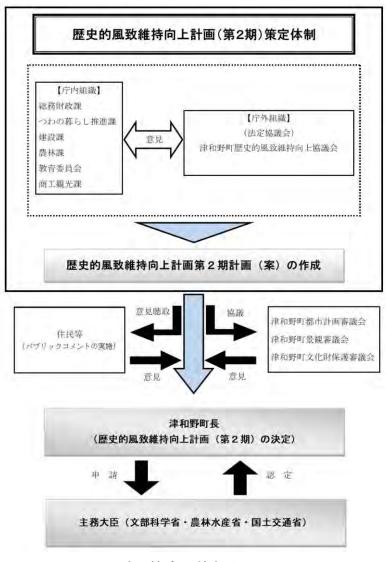
そこで、津和野町の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、佇まいを醸し出している良好な環境を守り、活用しながら後世に伝えていくことは重要な責務であり、歴史的風致を維持向上させることは引き続き重要な施策として位置づけられているため、第2期計画を策定し、以後10年間の関連事業に取り組むものである。

2 計画期間

本計画の期間は令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間とする。

3 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、事務局である商工観光課が中心となり、関係各課との連携調整を図った。また、法定協議会の「津和野町歴史的風致維持向上協議会」において計画案を検討したあと、各審議会からの意見聴取とパブリックコメントによる町民の意見聴取等を経て策定した。



計画策定の体制と手順

津和野町歴史的風致維持向上協議会(令和4年(2022)8月時点)

(敬称略)

氏名	所属および役職名	分野
椿 康隆	津和野町商工会会長	経済団体
石川 卓夫	津和野町景観審議会会長	景観審議会
	(一級建築士)	
松島 弘	津和野町文化財保護審議会会長	文化財保護審議会
	(元津和野高校校長・郷土史研究家)	
栗栖 志匡	津和野町民俗芸能保存協会会長	伝統文化保持
	(弥栄神社の鷺舞保存会会長)	
財間 至宏	津和野まちなみ保存会会長	文化財所有者
池田 和哉	津和野町観光協会会長	観光関連団体
 河田 周	津和野町都市計画審議会会長	都市計画審議会
151日)日	(一級建築士)	
島根県土木部都市計画	島根県	
島根県文化財課長	島根県	
津和野町副町長	津和野町	
津和野町総務財政課長	津和野町	
津和野町つわの暮らし	津和野町	
津和野町建設課長	津和野町	
津和野町農林課長	津和野町	
津和野町教育委員会次	津和野町	
津和野町商工観光課長	津和野町	

4 計画策定及び変更の経緯

本計画の策定の経緯を以下に示す。

【第1期計画】

平成20年 6月 文化財総合的把握モデル事業(文化庁の委託事業)採択 平成23年 3月 「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」策定

平成23年 7月29日 第1回津和野町歴史的風致維持向上計画策定委員会

歴史まちづくり法の概要、計画認定までの手順、内部委員会設置

平成23年 9月15日 まちづくり関係計画調整会議

各計画の方向性の確認

平成23年12月15日 第2回津和野町歴史的風致維持向上計画策定委員会

計画の目的、取組事項、新年度予算

平成24年 1月27日 第3回津和野町歴史的風致維持向上計画策定委員会

策定スケジュール、歴史的風致

平成24年 4月 2日 第4回津和野町歴史的風致維持向上計画策定委員会

本省協議報告、計画策定協議会設置(案)、事業計画等

平成24年 7月23日 第5回津和野町歴史的風致維持向上計画策定委員会

本省協議報告、計画策定協議会提出案件

平成24年 7月27日 第1回 歷史的風致維持向上計画策定協議会

殿町・本町地区見学、鷺舞神事見学、序章~第4章

平成24年12月13日 第2回 歷史的風致維持向上計画策定協議会

序章~第4章の確認、第5章~第7章

平成25年 1月30日~ 2月 8日 津和野町歴史的風致維持向上計画案に対するパブリ

ックコメントを実施 策定スケジュール、歴史的風致

平成25年 2月12日 第3回 歷史的風致維持向上計画策定協議会

計画全体

平成25年 2月15日 津和野町文化財保護審議会

平成25年 3月 8日 認定申請

平成25年 4月11日 歴史的風致維持向上計画の認定

平成27年 3月12日 軽微な変更届出

事業期間の変更等

平成28年 3月14日 軽微な変更届出

事業手法の変更等

平成29年 3月16日 軽微な変更届出

事業期間の変更

平成30年 3月14日 津和野町歴史的風致維持向上計画変更の認定申請

事業期間の変更、事業の追加

平成30年 5月 7日 津和野町歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)

平成29年度進行管理、評価、平成29・30年度事業

令和元年 5月23日 津和野町歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)

平成30年度進行管理、進捗評価、平成31年度事業

令和 2年 8月17日 津和野町歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)

令和元年度進捗評価、総括評価(平成26~令和元年度)

(書面決議)

令和 3年 6月17日 津和野町歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)

令和2年度進捗評価、令和3年度事業(書面決議)

【第2期計画】

令和 4年 6月22日 津和野町歴史的風致維持向上計協議会(法定協議会)

令和3年度進捗評価、令和4年度事業

令和 5年 2月 9日~ 2月26日 パブリックコメント

令和 5年 2月15日 津和野町歴史的風致維持向上計協議会(法定協議会)

第2期計画の最終案に関する検討

令和 5年 2月28日 津和野町文化財保護審議会

第2期計画の最終案に関する意見聴取

令和 5年 3月 3日 認定申請

令和 5年 3月29日 計画認定